

本日の会議に付した事件

平成25年第3回山元町議会定例会（第1日目）

平成25年9月2日（月）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第20号 専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）
日程第 5 議案第83号 山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第84号 平成24年度 繰 水産請1号 山元町水産業共同利用施設建築工事
請負契約の締結について
日程第 7 議案第85号 町民バス用車輛の購入契約について
日程第 8 請願第 3号 「県道相馬互理線の移設」に関する請願

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第3回山元町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、13番後藤正幸君、1番青田和夫君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期の決定を議題といたします。

事務局長にお手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

会期日程（案）、月日、曜日、会議別、内容の順に朗読いたします。

9月2日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議案審議。

9月3日、火曜日、休会。

9月4日、水曜日、常任委員会。

9月5日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月6日、金曜日、本会議、会議録署名議員の指名、一般質問。

9月7日、土曜日、9月8日、日曜日、休会。

9月9日、月曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議、決算審査特別委員会。
委員会構成。

9月10日、火曜日、11日、水曜日、12日、木曜日、13日金曜日、決算審査特別委員会。全体審査。

裏面をお開きください。

9月14日、土曜日、15日、日曜日、16日、月曜日、休会。

9月17日、火曜日、決算審査特別委員会、全体審査、現地調査。

9月18日、水曜日、常任委員会。

9月19日、木曜日、本会議、会議録署名議員の指名、議案審議。以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。本定例会の会期は、会期日程案のとおり、本日から9月19日までの18日間にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から9月19日までの18日間に決定しました。

議長（阿部 均君）これから議長諸報告を行います。

事務局長にお手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。

議長諸報告1．議会閉会中の動向。

8月19日、宮城県鉄道整備促進期成同盟階総会が仙台市で開かれ、出席しました。

8月21日、宮城県町村議会議長会主催の東日本大震災復興セミナーが大和町で開催され、青田和夫君ほか議員12名が出席しました。

8月22日、産建教育常任委員会が閉会中の所管事務調査のため、栃木県高根沢町を訪れました。

8月23日、関東町村議会議長会が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

8月26日から27日、宮城県南部議長会で復興庁及び宮城県選出国會議員を訪れ、震災復興対策に関する要請活動を行いました。

8月28日、亘理地方町村議会議長会定例会が開催され、正副議長が出席しました。

総務民生常任委員会、8月23日委員会が開かれました。

議会運営委員会、8月30日委員会が開かれました。

東日本大震災災害対策調査特別委員会、8月28日委員会が開かれました。

全員協議会、8月30日協議会が開かれました。

2．請願・陳情の受理。請願1件、陳情3件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

3．長送付議案等の受理。当局から議案等21件が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

4．監査、検査結果報告書の受理。監査委員から例月出納検査結果及び財政援助団体監査結果の報告が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

5．教育委員会に関する点検評価報告書の受理。教育委員会から山元町教育委員会に関する点検評価報告書（平成24年度事業）が提出され、これを受理したのでその写しを配布しております。

6．説明員の出席要求。本定例会に、お手元に配布のとおり説明員の出席を求めています。

7．その他特に報告すべき事項。当局から工事請負契約締結の報告書が提出されたので、その写しを配布しております。以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。おはようございます。本日、ここに平成25年第3回山元町議会定例会が開催され、平成24年度の各種会計の決算認定を初め各種提出議案をご審議いただくに当たり、最近の町政の動きと各議案の概要をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

復興、再生に向けた本格復興の2年目となる平成25年度がスタートして半年余りが経過いたしました。この半年間を振り返りますと、県内トップを切ってスタートした災害公営住宅の入居から始まり、一日も早い生活再建を目指すための新市街地整備事業における設計施工一括発注方式の採用、さらにはJR東日本による用地事務所の開設や(仮称)坂元スマートインターチェンジの連結許可、そして東部地区における農地の整備事業についても間もなく推進組織が設置されようとしており、復興、再生に向けた条件整備が進みつつあると受け止めております。また、この夏には除塩作業を終え、作付が再開された水田に稲穂が実り、修復を終えた一部の住宅や災害公営住宅での新たな生活が始まり、徐々に復興の姿が目に見えるものとなってきております。

さらには、今年度も全国の自治体から97名にも及ぶ職員が本町に派遣され、ともに苦労を分かち合いながら業務に精励いただいているほか、今なお多数のNPOやボランティアの方々によるご支援や心温まるご厚情をお寄せいただいている状況でございます。

時間の経過に伴い震災の記憶の風化が指摘されておりますが、私たちは震災を契機として生まれた強いきずなに支えられていることを改めて心に刻み、感謝の気持ちを復興再生へのエネルギーに転換し、取り組みに邁進してまいりますので議員各位のさらなるご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

初めに、復興関連事業の進捗状況についてご報告申し上げます。

まず、町独自の支援策であります津波被災住宅再建支援制度についてですが、これまで議会で議論された意見や住民説明会での皆様の声を踏まえ、被災の実情にあったきめ細やかな制度として活用していただきたく、おのおのの移転時期に応じた形で順次に申請の受け付けを開始することとしております。

次に、新市街地整備事業についてですが、去る7月31日の新山下駅周辺地区に続き、8月7日の新坂元駅周辺地区の安全祈願祭及び着工式に際しましては阿部議会議長を初め多くの関係者の皆様のご出席を賜り、厳粛な中にも盛大に式典を挙行することができましたこと、改めて心から厚く御礼申し上げます。ご案内のとおり、新市街地整備事業は単に防災集団移転事業の受け皿にとどまらず、町の顔となる中心市街地としてコンパクトで持続性のある魅力的な市街地形成を目指すものであります。一日も早い戸建て住宅並びに災害公営住宅への入居を実現するためにも、共同企業体と連携を密にしスピード感を持って取り組んでまいります。

なお、横浜市との協定に基づき海上運搬される建設発生土の受け入れについては、陸揚げ港である相馬港においてこのたび受け入れ態勢が整ったこともあり、去る8月26日に横浜港から相馬港に向けて第1便が出港し、翌日にはその第1便が相馬港に着港して陸揚げを開始しております。その後、土は仮置きされ、現在は新山下駅周辺地区の新

市街地整備区域の工事現場に搬入を進めているところでございます。

続きまして、早期の復旧が期待されるＪＲ常磐線の復旧事業関係についてですが、去る８月２０日にはＪＲ東日本が用地取得の現地拠点事務所として坂元合同庁舎内への設置に続き、２か所目となる常磐復興用地事務所を亘理山元商工会の山元事務所の西側に開設したところであります。なお、町民プールの跡地に東北工事事務所工事部職員のための寄宿舎の建築工事も始まっており、２６年春の工事着工に向け用地・鉄道対策室を中心にＪＲ東日本とより一層連携を密にし、一刻も早いＪＲ常磐線の復旧に向け支援協力を努めてまいり所存であります。

次に、産業振興についてですが、いちご団地の整備事業については栽培施設が完成し、今月早々には引き渡しができるまで事業が進捗しております。なお、産業振興基本計画の進捗状況につきましても、ことしの３月から開催してきました検討会等での意見や提案を取りまとめ、現状分析を踏まえた実施計画案の検討作業を行っている状況でありますので、引き続き産業再生の取り組みを加速し、産業の振興と交流人口の拡大等による町の復興に取り組んでまいります。

次に、去る８月３１日に実施しました総合防災訓練についてですが、今回は津波避難訓練をメインテーマに掲げ、カケアガレ！日本企画委員会の協力のもと、車での避難の検証を実施しており、この検証結果を踏まえながら防災意識の高揚を図るとともに、町民の皆様の安全安心の一層の確保に努めてまいります。

最後に、今なお多数のＮＰＯやボランティアの方々によるご支援をいただいている状況についてですが、去る８月２０日には夏休みを利用した宮崎市内の中学生による本町中学生との交流会や、ボランティア活動の実施、さらには町内の各小学校においてはことしで３年目となります愛知県豊橋市からの学習支援を受けるなど、改めて心温まる支援に感謝申し上げる次第であります。また、去る８月７日には我が町の将来を担う中学生とのふれあいトークを実施し、復興計画に関する意見交換や今後のまちづくりに対する柔軟で新鮮な発想や、多くの要望を受けており、このような機会を捉えながら町民の皆様のまちづくりに寄せる期待をしっかりと受け止め、新たなまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

以上、最近の町政執行に関する主な施策や取り組みについてご報告申し上げます。今後とも復興再生に向け全力で取り組んでまいりますので、議員各位におかれましてもより一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会においてご審議をいただく各種議案の概要について、順を追ってご説明申し上げます。

初めに、報告関係についてご説明申し上げます。

報告第１８号平成２４年度決算山元町健全化判断比率について及び報告第１９号平成２４年度決算山元町公営企業健全化判断比率については、監査委員の意見を付して議会に報告するものであり、報告第２０号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）は、車両に損害を与える事案が発生したことに伴い、相手方との和解に関し報告するものであります。

次に、平成２４年度各種会計の決算認定についてご説明申し上げます。

決算認定をお願いするに当たりましては、監査委員からの審査意見書並びに事業ごとの成果資料もあわせて提出しておりますのでご参照願います。

それでは、認定第1号平成24年度山元町一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本会計の決算額は、歳入総額約777億5,000万円、歳出総額は約716億2,000万円となり、歳入から歳出を引いた形式収支では約61億3,000万円の黒字決算となりました。前年度と比較しますと、歳入では対前年比284パーセント、歳出では287パーセントとなっております。なお、翌年度に繰り越しすべき財源は約24億円であり、これを差し引いた実質収支額は37億3,000万円余であります。この実質収支額のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の19億円を財政調整基金へ積み立てするものであります。

認定第2号平成24年度山元町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本会計の決算額は歳入総額約24億6,000万円、歳出総額は約22億5,000万円であり、差し引きでは2億1,000万円余の黒字決算となりました。前年度と比較しますと、歳入で前年度対比105パーセント、歳出で104パーセントとなっております。この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上の相当する額の1億1,000万円を財政調整基金へ積み立てするものであります。

認定第3号平成24年度山元町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本会計の決算額は、歳入総額約1億2,200万円、歳出総額は約1億1,900万円であり、差し引きでは300万円余の黒字決算となりました。前年度と比較しますと、歳入で対前年度比127パーセント、歳出で126パーセントとなっております。この決算剰余金につきましては翌年度に全額を繰越金として処理し、平成25年度本会計の補正予算第1号の歳出予算において一般会計への繰出金として措置をしております。

認定第4号平成24年度山元町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本会計の決算額は、歳入総額約14億3,000万円、歳出総額は約13億7,000万円であり、差し引きでは6,000万円余の黒字決算となりました。前年度と比較しますと、歳入で対前年度比127パーセント、歳出で126パーセントとなっております。この決算剰余金のうち、法令に基づき2分の1以上に相当する額の3,000万円を財政調整基金へ積み立てするものであります。

認定第5号平成24年度山元町互理地域介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。本会計は、要介護認定に係る審査の平準化と審査会運営の効率化を図ることを目的に、本町が幹事町を務め互理町と共同運営しており、本会計の決算額は歳入歳出総額ともに約390万円となっております。

認定第6号平成24年度山元町水道事業会計決算認定について申し上げます。初めに収益的収支について申し上げます。収益総額は約3億1,000万円、これに対する費用総額は約3億7,000万円、差し引き6,000万円余の純損失となりました。資本的収支につきましては、支出総額約4億3,000万円、これに対する収入総額は約2億8,000万円、差し引き財源不足額の1億5,000万円余は消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び運転資金として借り入れた企業債で補填したところであります。

認定第7号平成24年度山元町下水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。初めに収益的収支について申し上げます。収益総額は約6億4,000万円、これに対する費用総額が約5億9,000万円であり、差し引き5,000万円余の純利益

となりました。資本的支出につきましては、支出総額約25億円、これに対する収入総額は約21億1,000万円で、差し引き財源不足額の3億9,000万円余は消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金及び運転資金として借り入れた企業債で補填したところであります。

次に、予算以外の議決議案についてご説明申し上げます。

議案第81号山元町町税条例の一部を改正する条例及び議案第82号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことによる所要の改正をするに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、公営住宅法が改正されたことによる所要の改正及び管理代行制度に関する規定を追加するための改正をするに当たり、議会の議決を求めるものであります。

議案第84号については、磯浜漁港の荷捌所の建築工事請負契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものであり、議案第85号については、町民バス用車両の購入契約の締結に当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案についてご説明申し上げます。

初めに、各会計に計上しております人件費に関する補正予算についてですが、それぞれ当初予算編成後の人事異動等に係る人件費の調整額を措置しておりますので、人件費以外の項目についてご説明申し上げます。

それでは、議案第86号平成25年度山元町一般会計補正予算（第4号）案についてご説明申し上げます。歳出予算の総務費については、財産管理費及び企画費において仮設庁舎の増設に係るリース料の追加措置並びにJR代行バスの坂元駅バス停に駐輪場を設置する工事費の追加措置、また、諸費において訴訟案件に係る委託料及び損害賠償に係る和解金を追加措置するとともに、防災行政無線費において昨年度の災害復旧工事で設置した防災無線屋外受信局のモーターサイレンに係る電気料を増額措置するものであります。

同様に、総務管理復興推進費及び情報管理復興推進費においては臨時災害FMの継続措置に係る免許更新手数料を追加措置するとともに、JR常磐線の路線移設工事に伴い坂元地区の光ファイバーケーブルの移設が必要となることから、その工事費を措置するものであります。また、徴税総務費については震災による雑損控除の申告に伴い還付金が増加したため、増額措置をするものであります。

次に、民生費では社会福祉復興推進費において医療と介護サービスを一体的に行う新たな在宅サービスの拠点整備のため、介護基盤復興まちづくり整備に取り組む事業者に対する補助金を措置するものであり、児童福祉総務費においては東京都世田谷区等からご支援いただいた子育て基金の積立金を追加措置するものであります。

労働費では、緊急雇用創出事業費において昨年度実施した緊急雇用創出事業の精算に係る返還金を措置するものであり、農林水産業の農地復興推進費及び水産業復興推進費においては圃場整備事業に係る旅費の増額措置及び事業負担金を追加措置するもの並びに共同利用船舶及び漁具の取得に当たり町単独の補助金を追加措置するものであります。商工費では、復興イベントの財源として指定寄附の申し出があり、ふれあい産業祭の財源に充てるため地域間交流拠点活性化事業費補助金を増額措置するものであります。

土木費では道路新設改良費において路面状況が悪化している町道山下大道南線及び町

道山下耕土中線の道路改良工事費を追加措置するものであり、災害公営住宅集会所管理費において集会所の開設に伴う備品購入費等を追加措置するものであります。また、下水道復興推進費及び都市計画復興推進費において、被災した下水道管渠の再調査費用の追加措置並びに新市街地整備事業に伴う埋蔵文化財発掘調査の事業費を追加措置するものであります。消防費については体育文化センターに設置してあります大型テントの撤去費用を追加措置するものであります。

教育費では、社会教育復興推進費において社団法人宮城県歯科医師会から譲渡を受ける旧仮設歯科診療所施設を子育てサークル等の活動拠点となる生涯学習施設として使用するための修繕費等を追加措置するとともに、震災後、不足している屋外スポーツの活動施設の確保のため旧山下第二小学校第二体育館跡地を整備する費用を追加措置するものであります。同様に、体育施設費につきましても町民プール跡地を安全に利用可能な広場として活用できるよう、整備費用を追加措置するものであります。

災害復旧費では、公立社会教育施設災害復旧費及び公立学校施設災害復旧費において、それぞれ災害査定が終了し、被害額が確定したことに伴い工事費等を追加措置するものであります。公債費では旧公営企業金融公庫に係る地方債の繰上償還金を追加措置するものであります。

ただいまご説明申し上げました歳出予算に見合う財源としては、震災復興特別交付税及び国県支出金を増額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金の取り崩しを減額措置した結果、歳入歳出それぞれ約17億7,000万円を増額し、総額543億2,000万円余とするものであります。

続きまして、各種特別会計補正予算案についてご説明を申し上げます。

議案第87号平成25年度山元町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

歳出予算のうち、繰出金及び諸支出金については前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金及び国県等に対する返還金を追加措置するものであります。保険給付費及び保険事業費については、交付金等の確定に伴う財源内訳の変更であり、後期高齢者支援等の各納付金についても額の確定に伴う減額措置であります。

以上、歳出予算に見合う財源としては確定した交付金及び県補助金を増減額するとともに、最終的には財政調整基金取り崩しの増額をもって財源調整した結果、今回の補正額は約2,000万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を19億9,000万円余とするものであります。

議案第88号平成25年度山元町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

歳出予算のうち、諸支出金については前年度の精算に伴う繰越金相当額を一般会計に対し繰出金として予算措置するものであります。

以上、歳出予算に見合う財源は繰越金をもって充当した結果、今回の補正額は約300万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を1億5,000万円余とするものであります。

議案第89号平成25年度山元町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）案についてご説明申し上げます。

歳出予算のうち、諸支出金では一般会計へ繰出金において前年度事業の精算に伴う一般会計への繰出金を追加措置するものであり、償還金においては前年度補助金等の精算

に伴う国県等に対する返還金を追加措置するものであります。以上、歳出予算に見合う財源としては、国県支出金、支払い基金交付金及び一般会計繰入金を増額し、最終的には財政調整基金取り崩しの増額をもって財源調整した結果、今回の補正額は約6,000万円を追加し、歳入歳出予算額の総額を13億3,000万円余とするものであります。

議案第90号平成25年度山元町水道事業会計補正予算（第2号）案についてご説明申し上げます。

資本的収入及び支出では、過去に高金利で借り入れた企業債を低金利の企業債に借りかえを行うため、企業債及び償還金を追加するものであります。今回の補正額は収益的支出を約20万円減額し総額3億6,000万円余に、資本的収入を約1,300万円追加し総額7億6,000万円余に、資本的支出を約1,300万円追加し総額8億9,000万円余とするものであります。

議案第91号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第3号）案についてご説明申し上げます。

収益的支出では下水道マンホールポンプ非常通報装置に係る経費を追加するものであります。資本的収入及び支出では新築住宅等の下水道接続に伴い取りつけ管工事に係る経費、JR常磐線の復旧工事に伴う下水道施設の移設事業費及び下水道災害復旧工事の進捗に伴い新たな場所で下水道管の地震被害が判明したため、再度被害調査を実施するための経費を追加するものであります。企業債関係では、過去に高金利で借り入れた企業債を低金利の企業債に借りかえを行うため、企業債及び償還金を追加するものであります。また、支出に見合う財源としては企業債、工事負担金及び一般会計からの出資金を追加するものであります。

今回の補正額は収益的支出を約40万円追加し、総額6億2,000万円余に、資本的収入を約9,000万円追加し総額13億8,000万円余に、資本的支出を約1億1,000万円追加し総額17億6,000万円余とするものであります。

なお、契約案件と人事案件をそれぞれ追加提案したいと考えておりますので、その際にはよろしくお願いを申し上げます。

以上、平成25年第3回山元町議会定例会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各種議案等の細部につきましてはさらに関係課長に説明をさせますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）これで、提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

午前10時40分 休憩

午前10時50分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第4．報告第20号を議題とします。

本案について、報告を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。報告第20号専決処分の報告についてご説明申し上げます。

地方自治法180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決事項について次のとおり専決処分するものでございます。

専決処分書をご覧ください。よろしく願いいたします。

町は、3月10日日曜日の暴風により倒壊した浅生原東田応急仮設住宅の屋外用掲示板が相手方車両に接触したことによる自動車破損事故に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて次のとおり決定するものでございます。

これまで3月10日の暴風によります車両の損壊事故につきまして全体で4件発生しており、そのうちの3件目についての事故を第3回の臨時議会におきまして報告させていただきましたが、その残りの1件の示談が成立いたしましたのでご報告させていただきます。

相手方、亘理郡山元町高瀬に在住の記載のとおりでございます。

2. 事故の概要でございます。平成25年3月10日午後3時ごろ、山元町浅生原宇東田地内の東田応急仮設住宅地内において暴風により倒壊した仮設住宅の屋外用掲示板が駐車していた相手方所有の自動車に接触し、車両助手席側のドアを損傷したものでございます。

損害賠償の額、その他の和解条項につきまして、町は相手方に対し本件事故の損害賠償として総損害額の100パーセントに相当する11万2,245円を支払うことを認め、これを相手方の口座に送金して支払うものでございます。

以上、ご説明申し上げます。今後はこのような事故が発生しないよう維持管理に十分努めてまいります。以上で報告第20号の説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）報告第20号専決処分の報告について（賠償額の決定及び和解）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第5. 議案第83号を議題とします。

本案について説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第3回議会定例会配布資料No.3の条例議案の概要をもちましてご説明をさせていただきますので、ご覧いただきたいと思っております。

本条例案改正につきましては、大きく5点の改正点がありますので順にご説明申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権改革の第1次一括法が公布されましたことに伴いまして公営住宅法が改正されたことに伴い、政令で規定された町営住宅及び共同施設の整備に関する基準並びに入居者の資格要件及び入居収入基準等を条例で規定するため改正するものでございます。

初めに、改正点の第1点目でございます。国土交通省令で定める町営住宅等の整備に関する規準の規定を条例に追加するものでございます。これまで国土交通省令で規定されておりました町営住宅等の整備に関する基準を地域主権の一括法に基づきまして同様

の内容で条例に規定するものでございます。規定内容といたしましては、表のとおりでございます。

第2点目、国土交通省令で定める基準の追加に伴いまして入居者の資格要件の追加でございますが、災害公営住宅を含む公営住宅への入居資格につきましては公営住宅法に規定されておりますが、地域主権一括法の公布に伴いまして改めて改正後、東日本大震災復興特別区域法及び福島復興再生特別措置法の規定を追加するものであります。

資料の2ページをご覧ください。3点目の裁量階層に係る入居収入基準の緩和でございますが、改正前は政令月収が21万4,000円以下であったものを25万9,000円に引き上げるものでございます。条例改正前は政令月収が21万4,000円を超えた場合、公営住宅へ入居できなかったものを改正条例後は政令月収25万9,000円に引き上げたことにより入居可能世帯の拡大を行うものでございます。2ページのモデルケースで説明をさせていただきます。2ページ下段のケースでありますと、これまで21万4,000円によりまして収入が可能であった年間の所得金額は所得合計①という欄の約370万円相当となります。改正後につきましては、3ページの資料Bのケースをご覧くださいと思います。25万9,000円に引き上げることによりまして所得金額①合計額でございますが、420万円相当額の所得の世帯が入居が可能となります。政令月収を21万4,000円から25万9,000円に引き上げることにより、公営住宅への入居の機会を拡大し、生産年齢に当たる若年夫婦世帯等の町内居住を促進することにより住民税収入の確保を図るとともに、町の活性化に結びつけたいと考えるものであります。

次に、3ページの4点目、管理代行制度の導入に関する規定の追加でございますが、管理代行制度の導入によりまして新市街地の災害公営住宅及び既存の町営住宅の管理を外部委託することで住宅管理経費の削減が期待されるものでございます。なお、既存の町営住宅のほとんどは建築から30年以上経過しており、随時修繕等の対応が必要となっておりますが、専任の建築職員の採用・配置等については長期的な視点からも適正な行財政運営に努める必要からも望ましくないと考えます。なお、入居者との連絡調整等につきましては管理代行制度導入後も引き続き町職員が代行先と連携して調整を行い、入居者が安心して生活できるよう顔が見える住宅の管理運営に努めてまいります。

お手元の資料の最後になります。3ページ、施行期日でございますが、この条例は交付の日から施行し、この条例による改正後の山元町町営住宅条例の規定は平成25年4月1日から適用するものでございます。

以上、山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例のご説明を申し上げます。よろしくご審議の上ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。この件に関しましては先ほど先日説明を受けたわけですが、その際には資料不足等々もあって十分理解できない状況があったわけで、改めて質問をさせていただきます。

大きく今体制のことにつきまして顔が見える体制で十分そのサービスの低下は招かないといったようなお話がありましたが、具体的にはどのような体制で臨むのかお伺い

たします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。公営住宅の管理につきましては、これまで施設管理全般の中で公営住宅も含め管理体制をとってきております。この中で、災害公営住宅等が今後建設されていきますので、より戸数が多くなってまいります。それから震災後コミュニティがそれぞれの行政区であったようなコミュニティが形成されることが、今後住宅を管理運営していく上では重要となりますので、そういう点に留意して進めてまいりたいと考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。ですから、そうした事業を進めていくための体制を確認する。前回の話では、町職員が1名から2名という非常に何と申しますか不確かな説明がありました。それから1名から2名は必要ということで置く。1名から2名というのは1名なのか2名なのかということです。それは当然これを進めていくというようなことでその検討されているかと思うんですが、その辺を明確にさせていただきたいということと、あわせてその公社ですか、公社に依頼したときには5人ぐらいというような話もあったかのように受け止めておるんですが、その辺の体制を明確にさせていただきたいということとであります。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまでの管理体制は施設管理全般におきまして兼務という形で約2名体制で進めておりました。今後、公営住宅等がふえることによりましてさらに増員等が含まれますので、その点は建設戸数が推移していく中で管理体制を確認しながら進めてまいりたいと考えております。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。質問に対して明確な答えになっておりません。私は何名必要なのか、それは当然検討結果その数字は出されるかと思うんですが、そういったものを示されて皆さんの中でこれでよしということで通ったのかと思うんですが、その辺は明確には検討されていないんですか。今推移を見てというもので、推移最終740戸ということで前回はそういった説明も受けてその5人とか3人とか1人から2人とかという数字が出ておったと思われるんですが、しかしながら、それも正確ではないということで今確認しているところなんです、その前の説明のときにも当然そういった話があって、その件についてはさらに検討というよりも確認するというようなことではなかったのかどうかというそれも踏まえての今の質問の確認なんです、その辺についてどうですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。これまで検討している中で、対象戸数が全体で740戸になった場合には現在の体制よりも多く必要となります。5名ないし6名の人員は必要と考えておるところでございます。

6 番（遠藤龍之君）はい、議長。そして、そういう他の結果、県庁職員でない県職員でない。供給公社、公社に対して見積もり2,100万円というその数字はちゃんと出されているんですよ。その根拠は何ですかということになるんですが、質問また戻りますけれども、単純に私素朴なあれで聞いているんです。この維持するためにはサービス低下を招かないとするためには町職員何名で、そしてその公社の手伝いしてもらおうその2,100万円の内訳ってどうなっているのかということを単純に聞いているんですが、その質問にそうした質問に対してのお答えを待っています。

議長（阿部 均君）まちづくり整備課長森 政信君。プロパー職員は専従が何名、それからあと委託の先の職員は何名というように明確に答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。ただいま回答申し上げました人員の増ということ

を考えまして、これらの人件費等の比較、あるいは勤務量の増大等を考慮しますと管理代行制度に委託すべきという点で削減されていくと考えております。委託の内訳等につきましては、600戸をプラスした740世帯での見積もり段階という状況でございますので、まだ概算での費用となっております。

議長（阿部 均君）違うく、管理体制を聞いているんですから、プロパー職員は何名配置する、それから委託先の職員は何名で、このような体制で管理業務に当たるということを明確に答弁願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。失礼いたしました。これまで管理運営に当たっていた2名、兼務ではございますが管理運営に当たってきた約2名にプラス1名程度で運営をしてみたいと考えております。さらに、委託をすることによりまして3名程度の削減が図られると考えております。

議長（阿部 均君）プロパー職員と委託の職員で計何名体制で管理運営に当たるとか、その辺のお答え願います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。見積もりの中につきましては、明確な人数等はまだ十分に確認できないところですが、今後プロパー職員と管理代行の職員とあわせて740戸の管理運営を図ってみたいと考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そうすると、その辺の体制についてはまだ明確に決まっていないということですね。そのように受け止めました。

次に、サービスの低減を図る。サービスの低下を招かないというようなことで今のような体制で臨むというようなことは受け止めているわけですが、その際の管理代行項目等々いろいろあるわけですが、その際に今多分あるかと思うんですが、災害公営住宅の検討委員会、住宅入居検討委員会の存在についてはどのようになっているのかお伺いします。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。災害公営住宅等の管理運営検討委員会という組織がございます。こちらの組織とも連携を図りながら山元町の本部会議等の内容をさらに管理運営検討委員会にご説明を申し上げ、各委員さん方からのご意見等もいただきながら進めている状況でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。その辺は進めていくということになれば徹底されなければならないことだというふうに考えますが、その際、していく上でも改めて確認するんですけども、町職員は従来どおり2名から3名はその窓口業務といいますかその業務に当たるといってこれはそういうことでさっき確認したんですから改めての確認ということになるんですが、そういうことでよろしいんですね。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。建設戸数がふえていくに伴いまして、兼務の職務とはなりますけれども2名から3名の体制は必要と考えております。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。また改めての確認なんですが、先ほどの委託3名、そして見積もり2,100万円というのは先日の委員会の中での確認されたことだと思うんですが、そのような受け止め方でよろしいんですか。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。見積書の金額等につきまして、詳細な人数等の割り当てが確定はしておりませんが、全体の数字から判断してそのような人数で運営が必要かと考えておるところでございます。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今質問された議員とちよつとかぶる部分はあると思うんですけども、先ほど課長から説明を受けた3ページの管理代行制度の導入に関する規定の追加に関して質問したいと思います。

先ほどの同僚議員が質問した中で出てきておりますけれども、この管理代行制度を導入することによって基本的にメリット・デメリットがどういうところにあるのか。そこから考えていかないとだめだと思うんですけども、課内でいろいろ十分な協議をしたり、あるいは町長部局との協議の中で具体的にどこが今回導入するに当たってメリットがあつて、デメリットはどこなのか。そこのところを一番最初に出していただければと思います。

特に人員面と財政面、今質問出た中でいろいろ出てきていると思うんですけども、そこから質問させていただきたいと思います。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。管理代行制度のメリットでございますが、管理代行制度は職員にかわって管理権限の行使とかそれに付随した事実行為とかそういったものが実際に行うことができるという点がございます。指定管理者制度と違い、実施できるというところがこういったところのメリットかと思ひます。

議長（阿部 均君）デメリットの部分。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。デメリットという点でございますが、これは山元町の近傍に宮城県の住宅供給公社は今のところございませんが、その連携等、あるいはこの近隣そういった供給公社の人員の派遣とか出先とかそういうものが検討されていけばより一層の活用が図られるのではないかと思ひます。今のところは仙台に1か所の事務所があるという点でございます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本当はメリットがいっぱいあつて、今回導入に踏み切るという形なんだけれども、今の話だと職員にかわって代行仕事ができるという形で当たり前の話で出たんですけども、通常で言うと、通常のメリットで例えば考えたときに、人員が全体で職員がやる以上に少なくして効率いい管理体制ができるとかという形が多分メリットとして出てくると思うんです。また、財源面でも町の職員でやるよりは、例えば今回管理代行でやったほうが支出的に下がっていくとかという形でメリットがあるから最終的に検討して管理代行制度にしていくという形が出てくると思うんですけども、今の課長の話だと全然そのメリットの中身が全然見えてこないのと、あと、実質数字面でも今まで2名、3名で兼務も含めてやられてきた仕事、それを同じような形でまた2名、3名体制でやる。それにまだ3名で2,100万円出すということなんですけれども、例えば町の職員で人数増しながらその関係でできないのかどうかという検討をきちとなされたのかどうかということもあるし、あるいは県の代行させるようになると、同僚議員の言っていたように、私もこの前ちよつと指摘したように、町民から見ればサービス低下だったり、あるいは職員が実際に対応して親切に町営住宅について、あるいは災害公営住宅についてきちつとそういったかかわる、安心してかかわってくるようなそういった形で全体をサービスという形だと思ひただけけれども、その低下が否めないと思ひんです。

実質、今まで窓口業務、あるいはほかの業務にしても、先ほど町長の提案理由の中でも97名、町のプロパー職員でなくてほかの職員が来てやっていただいている。一生懸命やっていただいていると思ひんですけども、町民から見ると窓口業務だったりそ

のほかの業務の中で非常にわからない人たちが親切にやっても町の職員がずっといた職員から見ると町民の人たちは安心感がないという形で、より今回の場合も同じなんですけれども、管理代行することによって仕事として任せるんだけれども、実際には町民との今までのかかわり方がなかったりするんで、業務が多岐にわたるということをこの前説明受けた中で、それをどういう形でサービス低下を招かないような形で管理制度にやっていくかということがまず一つと、あと、その前にメリット・デメリットできちっといい点がたくさんあるので代行にしていくんだということがきちっと我々に説明してもらわなかったら、我々が判断できないんです。

そこの部分をきちっと説明していただければと。この前の会議のときにも、数字でちゃんと説明してください、資料で出してくださいという話をしているので、その辺の検討はきちっとされていると思うんです。出していただければと思います。以上です。

副町長（門脇克行君）はい、議長。今岩佐議員の方からそもそも論として管理代行に係るそのメリット・デメリット、そこからがスタートだというお話がございました。私ども、この管理代行につきまして方向性、方針ということで先日特別委員会でも少しお話しさせていただいたところでございますが、基本的にはそのメリット・デメリット考える上でコスト面、それから質の面です。コストについてはほかの自治体の参入状況、動向、そういったもの等を考えますとコストについてもプラス要素に多々働くだらうというところに今考えてございます。

それから質につきましても、公社の方には実績等を考えますと我々よりは非常にノウハウがあるということもございますので、その辺のところも従前より適切な管理ができるであろうということにはちょっと期待しているわけでございます。それから、何せ今後の災害公営住宅の増加件数を考えますと、我々人員の配置の状況を考えますと非常に今厳しい状況でございます。再三行革を進めている中で人の削減というのは大変なことでございます。そういった関係でも委託によつてのメリットはあるだろうというふうを考えてございます。

一方で、デメリットの部分につきましては確かに公社というのは今仙台拠点になっているわけでございますので、こちらの地域での実際の管理する上で、先ほど顔が見えるという話がありましたが、そういった形でどこまでできるのかということについてはこれからもう少し細部を詰めていかなければならないというふうに思っています。

それから、先ほど遠藤議員からありました具体的な数字の話なんですけど、現段階で我々としては、今お話ししたとおり、方向性としてはコスト面、あるいは質、実績等を踏まえた質の問題、そういったところを考えますと、さらに我々の人材の実情を考えますと方向性としては管理代行について公社を考えていきたいというふうに思っているわけですが、具体的な数字については実際のほかの市町村の状況であるとか、我々再三先ほど聞かれた具体的な数字は今後予算要求等に向けましてより一層精査をしていきたいという段階でございまして、方針というのをこの間ご説明した段階では、一応そういう方向性としてはこれはプラスに働く、総合的にプラスに働くだらうということで管理代行について、まずは条例の方にはできるという規定は盛り込みたい。実際の導入に当たっては今後予算要求等の段階も踏まえながら具体的な数字の積み上げをやりたいというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。中身的にはある程度理解できる部分はあるんですけども、た

だ、ニワトリが先かタマゴが先かという形になるんですけれども、条例を改正するという中できちっと、先ほど方向性としては説明も受けたし今もお聞きしているんですけれども、ただ、条例改正する中できちっと先ほどメリットの部分で課長だったり今副町長だったり、お話しした中で出てきている、例えばコスト面がどういう形でコストの軽減につながっていくのか。あるいは質の面でどういう形で、今のプロパーの職員が本当に質的にいろいろなノウハウがないということだけで質的に落ちるのかどうか、その辺も十分検討した中で方向性を変えていくということでない、私はうまくないと思うんです。

ですから、これから市町村の動向を見ながら試算して安いかわいいか高いか、例えば質の面でもどうなのかわからない中で条例改正してしまったらそれがもとに戻るというのもなかなか大変だと思うんです。ですので、その条例改正する中で、前にきちっと我々に説明をしていただいて、判断の一つにさせていただければと思うんです。執行部はそれが私は役目だと思うんです。こういう形でコスト面で違うので、このところはこのぐらい違うので、これは町にとって財政支出がしなくて済むという形でこういうふうになるんだとか、あと、質はこういう形でいろいろやる。そういったのが今の職員でなかなかできないんだ。それを具体的にちゃんと説明した中で改正案の今回趣旨できちっとお話ししてもらおうという形にしていかないと、今の副町長の話だと、一応方向性変えてからあと中身は検討しますという話にしか聞こえないんです。そういう形であると、本当は条例改正の考え方そのものが我々議会に提案してもらっても考え方そのものがどうなのかと言わざるを得ないんです。その辺、きちっと今の時点でもし試算的にコストとか質の面が出ていないのであれば、常任委員会に付託になるということもあるので、きちっとその中で十分な説明できるようなそういった部分をきちっと出していただきながら、あと、最終的に我々が判断するとそういう形につながっていくので、その辺について、今コストと質の面で具体的にメリットの部分で協議してお出しできるのであればお話ししていただいて、もしできないのであれば常任委員会の付託になる中できちっとそこを説明するという形で考えていただければと思います。

議 長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。

午前11時26分 休 憩

午前11時30分 再 開

議 長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。お時間をいただきありがとうございました。

これまで試算した内容で、まだ現段階の状況ではございますけれども、2名の現兼務体制での人員と今後3名等増員になった場合の人員の比較を行ったところでございますけれども、現在のそういう中での計画を立てておるところでございます。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。私の方からちょっと改めて補足をさせていただきたいというふうに思います。

ご案内のとおり、今回の大震災で災害公営住宅を600戸ほど新たに整備をせざるを得ない状況下にあるわけでございまして、既存の町営の住宅とこれと合わせますと新年

度から約740戸ほどの大変な戸数を管理をしていかなければならないというふうな状況下にあるわけでございます。山元町の震災前の財政なり職員体制からしますと、現在の町営住宅150戸ほどを管理する戸数そのものが類似の自治体と比べても件数が多い状況あるわけでございます。そういう中で、新たにふえる600戸を含めた全体の管理をどうしていくかというのが町にとっても大変大きな問題になるわけでございますけれども、基本的には行財政改革で人員削減を進めてきている中で可能な限り外部に委託して対応できるものについては極力そういうふうな方向で対応せざるを得ないというが、まず基本的な町の置かれた立場、状況にあるのかというふうに考えているところでございます。

具体的に申せば、上下水道の包括外部委託も今いろいろと検討を進めておりますけれども、まさに卑近な事例だというふうに思うところでございます。震災後に新たに発生したこの公営住宅の管理運営についても同じような方向で基本的に進めていかざるを得ないというようなことでございます。

問題は、ご指摘のように議会の方にこの問題をご審議いただくに当たっての一定の現段階での考え方、いかにというふうなことに尽きるわけでございますけれども、先ほど副町長から申しあげましたように、一番の理想はこの条例で管理代行ができる規定を条例化する段階で詳細に内容をご説明しご理解いただくのが一番いいわけでございますけれども、今回の場合には基本的には2段階に分けてご理解を賜ればというふうに考えてございます。具体の管理代行のその業務委託を予算化する段階で、再度ご審議をいただく機会があろうかというふうに思いますので、基本的にはその2段階を念頭にご理解いただければありがたいというのが一つ。

それから直接的な管理要員、あるいはサービスの方の恩恵でございますけれども、まず管理に関しては、先ほども岩佐議員からご指摘のありましたように、一定のサービスなり管理の質をこれは相当程度維持していることが大前提になるわけでございますので、それを前提としてこの業務委託にしていかなければならないというふうに思います。一方では、今まで少数ながら町の職員が直接管理をしてきているというふうな関係もございまして、特にソフトランディングできる体制を検討していきたいというふうには考えてございます。

しからば、具体の職員数というふうなことでございますけれども、県内の一定程度の公営住宅を管理している自治体の状況を拝見いたしますと、専任体制で5人程度は必要なのかなというふうな理解をしているところでございます。現在、町の体制はというふうに言えば、まちづくり整備課の方に他の業務の兼務をしながら2名の職員がこれに当たっているというふうな状況下にあるわけでございます。基本的には5名程度の専任体制を考えた場合の必要な財源予算がどの程度なのか、あるいは現在兼務で担当している職員に係る必要な経費がどういう状況なのか。これについては極力、この後ご審議いただく委員会の段階までに一定程度のご説明ができるように対応してまいりたいというふうに思いますので、ぜひ全体的なこの行革の流れでの体制、あるいは業務の委託というふうな関係、そしてまた個別の予算の問題、これを少しでもご理解いただくような形で対応させていただければというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今町長から詳しく説明していただいたんですけども、ただ、基本が条例改正をするという形で、その中できちっと我々に説明して理解してもらえる

ようにしていくというのが基本だと思うんです。今予算で提案するときそこで詳しく説明するからということではうまくないと私はそういうふうに思っている。あくまでも条例提案するとききちつとそれを履行することによって人数740件になって人数ふやすなんて議会で誰も言っていませんので、ふえていく管理の部門でふえていくというものはこれは間違いなくふえていくんですから、ただ、ふえる中でどこまである程度質を落とさない、サービス低下を落とさない中で、例えばプロパーの職員でやれるのか。あるいはやれなかったら外部委託をどういう形で考えて、最終的に財政面でどこまで抑えて全体のサービス低下招かない中で管理委託できるのか。そこも考えて提案すべきだと私はそう思うので、きょうこの冒頭で出た中では、あと常任委員会の付託という形も考えているようなので詳しく言いませんけれども、いろいろそういうような部分も考えながら条例提案する中できちつと説明我々にしてほしいし、あと、理解できるような説明もすべきだとそういうことで思っておりますので、その辺、十分執行部の方で頭に入れてこれからこの条例の中身説明、この期間中に説明できるように細部資料等も含めて提案していただいたり説明していただくようお願いをしたいということです。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。極力ご理解いただけるような対応に努めてまいりたいというふうに思います。

それと、ちょっと先ほど私の説明で舌足らずな点があったかというふうに思いますが、公営住宅の管理戸数、災害公営住宅の整備戸数、これは三つの新市街地の中で順次完成、入居、そしてまた維持管理というふうなことになりますので、来年度から700と600戸がすぐに管理対象になるというわけではないというふうなこともございまして、担当課の方で少し今回の検討、その辺もあったのでタイムリーな説明が、準備がしかねた分があったのかというふうに思いますけれども、いずれにしても少しでもご理解いただけるような委員会対応をさせていただきたいというふうに思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今の町長の説明だと別に今回の条例の改正、この部分、今度の予算と一緒に提案してもいいのではないかと。今の時点で説明する、そういった改正する意味がなければ今そういうふうに聞こえますよ。だから、具体的にきちつとその辺も執行部の中でどの時点を出せばいいのか考えながら条例提案していただかないと条例提案する中で一緒にできると思うんです。そういう形ですっかり資料ができて、我々に説明できるようになってから具体的に我々に議会に提案してもらって、最終的に理解もらうような形にすればいい。その辺は執行部の方で出し方も含めて考えるべきだと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ちょっとそういうふうな受け止め方をされたとすれば私の説明が至らなかった部分があったとすればおわび申し上げたいというふうに思うんですが、今回のこの一部を改正する条例につきましては、先ほど担当課長から申しあげましたように、住宅等の整備に関する基準の規定を条例に追加するというふうなことも含めたいわゆる管理代行制度の導入というふうな側面、要するに幾つかの改正内容があつての条例の改正の提案というふうなことでございますので、少なくともその時々に応じてしっかりと条例改正をしていく必要があるというようなこと。

そして、岩佐議員からのご指摘あつた部分については、災害公営住宅が最終的に私としては600にはふえるんですが、毎年度少しずつふえていく要素もありますのでというようなことを一方でご理解をいただければありがたいというような趣旨で申しあげたわけでございまして他意はございませんで、よろしくようお願い申し上げたいと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）お諮りします。ただいま議題となっております議案第83号山元町町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、山元町議会会議規則第38条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第83号については産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査とすることに決定しました。

議長（阿部 均君）日程第5．議案第84号を議題とします。

本案について説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、議案第84号平成24年度 繰 水産請1号山元町水産業共同利用施設建築工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。

本件につきましては、震災によって被災いたしました水産業の早期復興を図るため、水産業共同利用施設の建築工事を行うに当たりまして地方自治法の規定によりまして議会の議決を要するため提案するものでございます。

お手元の配布資料No.4でご説明申し上げます。

初めに、1といたしまして契約の目的でございますが、ただいま申し上げました工事名での契約でございます。2といたしまして契約の方法ですが、条件付一般競争入札での執行でございます。入札参加業者数につきましては4社であります。これにつきましては3ページに記載のと通りの業者であります。続きまして契約金額であります。落札率につきましては90.6パーセントであります。4番、契約の相手方でございますが、仙台市泉区の中鉢建設株式会社仙台支店であります。次に、5番工事の場所でございますが、山元町坂元字浜地内で、磯浜漁港の敷地内でございます。後で図面でご説明申し上げますが荷捌所につきましては被災前と同じ場所に建設の予定であります。

6といたしまして、工事の概要であります。まず内容といたしましては水産物の荷捌所1棟と、それから共同利用漁具倉庫1棟の計2棟になります。水産物の荷捌所につきましては、構造といたしまして鉄骨づくりの平屋建て、延べ床面積が203平方メートルであります。工事の内容といたしましては建築工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式であります。この中には冷海水滅菌装置の設置工事も含んでおります。これにつきましては水産庁の指導によりまして魚介の出荷する場合には滅菌した水をもって洗浄するというようになっていまして、先にもこの装置については設置済みでありますので、復旧するというところでございます。あと、6番として外構工事等でございます。これについてはアスファルト舗装等であります。

続きまして2ページでございますが、共同利用漁具倉庫でございますが、構造といたしましては鉄骨づくりの平屋建てと同じであります。延べ床面積は162平方メートルであ

ります。工事の内容といたしましては、建築工事一式、電気設備工事一式、それから外構工事一式であります。工期が契約日の翌日から来年、26年2月28日までを予定してございます。

3ページ以降の4ページに図面でまず位置図関係をお示しをしておりますが、物揚げ場がこの図面でいきますと上の方、それから図面の配置図と記載されております下の方が山側になります。水産物の荷捌所につきましては従来どおり、被災前とほぼ同じ場所に建設をいたします。そして、共同の作業保管倉庫につきましてはその南側に配置をして建設をいたします。次のページであります、荷捌所の平面図であります。全体といたしましては20メートル、30掛ける10メートルということで、ほぼ震災前と同じ面積でありまして、配置もほぼ同じであります、南側に滅菌装置、トイレ、それから事務所を置きまして真ん中をトラックが走行して通り抜けられるようにする。そしてその隣側が水揚げをした水槽の配置ということになります。

続きまして、次のページが荷捌所の立面図であります、南から見た図面、それから北側から見た図面ということでお示しをしておりますけれども、下屋がついて従来とほぼ同じ構造であります。

続きまして次のページであります、共同利用漁具倉庫であります。これにつきましては全体で36メートル掛ける奥行きが4.5メートルのもので、倉庫といたしましては10区画であります。これが横に長く並ぶ長屋形式のものになるということでございます。次が、最後のページになりますけれども、立面図でありまして、一番上が南から見たもの、それから次が北から見たもの、それから断面図ということになります。中には棚があって網等が収納できる構造ということでございます。タイプといたしましては荷捌所と同じように下屋がつくというようなタイプになります。

以上でございます。よろしくご審議いただきまして、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。――質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。――討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第84号平成24年度 繰 水産請1号 山元町水産業共同利用施設建築工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第6. 議案第85号を議題とします。

本案について説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第 8 5 号町民バス用車両の購入契約についてご説明申し上げます。

今回、町民バス用車両の購入につきまして、700万円以上の契約が必要となるということから地方自治法の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

それでは、資料の方をお開きいただければと思います。第3回議会定例会配布資料No.5でございます。

議案の概要でございます。町民バス「ぐるりん号」の運行改善に当たりまして小型バス1台を取得するため提案するものでございます。現在、「ぐるりん号」につきましては直行バスも含めまして現在バス5台体制で運行をしてございます。そのうち、5台のうち低床バス、乗降口がフラットでスムーズに入れるというようなフラットな構造を持つバスにつきまして2台ほど準備してございます。この2台の整備に加えましてさらにもう1台、低床バスを今回整備しようというものでございます。こちらにつきましては、震災後高齢者及びお子様、子供の利用が非常に多くなってきているということから、バリアフリーなバスを整備いたしまして運行改善を進めていこうとそういう趣旨のものでございます。

なお、今後ダイヤ改正及びバスの更新等も将来的には必要になると考えますので、こちらも考えた上での今回の整備ということでございます。なお、財源につきましては復興交付金ということでございます。

それでは、車両の概要をご説明させていただきます。車両の形式でございますが、低床型のノンステップ小型バスでございます。形式はご覧のとおりでございます。製造メーカーにつきましては日野自動車株式会社でございます。基本仕様ですが、路線バスの仕様でございます。空調冷暖房設備、寒冷地仕様でございます。各種適用仕様につきましては交通バリアフリー法及び平成22年の排ガス規制の適合車両となっております。乗車定員でございます。総定員が32名ということで、固定席が15、折りたたみ席が2、これは車椅子兼用でございます。立ち席が14、乗務席が1ということになってございます。附属装備でございます。路線バス用機器ということで、ご覧のような車高調整装置も含めさまざまな機器が整備されております。②をご覧いただきたいと思います。車椅子の対応機器といたしまして着脱式の乗降用スロープ、車椅子の表示、それから車椅子の固定装置とこちらも常備してございます。その他の機器といたしまして消火器、スペアタイヤ等々も整備しているものでございます。

契約金額でございますが、一つ金1,902万465円、消費税を含む額でございます。落札率は87.4パーセントということになってございます。契約の相手方、ご覧のとおり宮城日野自動車株式会社大河原営業所となっております。今回随意契約を行ってございます。この随意契約の理由でございますが、今回発注いたしました仕様の交通バリアフリー法に適合する低床型ノンステップ小型バスで、さらに定員が30名以上ということを満たす車というのが、今回契約をいたしました日野自動車のみが国内で唯一製造しているということから、今回随意契約ということでの契約とさせていただきます。

バスの詳細については裏面をお開きいただければと思います。ご覧のとおり、車両の仕様ということで低床型ノンステップ小型バスを今回整備する予定となっております。

写真のとおり、ドアが開きますとステップの高さが50ミリメートルほど下がります、スムーズな乗降が可能ということでストレスなく乗降ができるといった機能を持っております。車内につきましても大変広いスペースが確保されておりまして、余裕ある室内移動が可能ということになっております。車椅子の固定時の写真もついてございます。車椅子をご覧のような形で固定いたしまして、車椅子をご利用される方も安心して乗車できるというような内容になってございます。

以上が議案第85号の内容でございます。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第85号町民バス用車両の購入契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第85号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第8. 請願第3号を議題とします。

紹介議員から請願の趣旨説明を求めます。9番岩佐 豊君、登壇願います。

9番（岩佐 豊君）はい、議長。それでは、請願について説明いたします。2ページ目をご覧ください。

件名、県道相馬互理線の移設に関する請願書。要旨、平成23年3月11日の東日本大震災以降、多くの町民が町を離れております。しかし、笠野区におきましては平成25年8月1日現在、12世帯の方々が生活し、今後数軒の世帯が笠野区へ戻る予定となっております。宮城県では新県道（第2堤防を兼ねる）を花釜生活センターからJR常磐線へ接続する計画であると聞き、これでは笠野区で生活していく方々は災害について大変な不安を感じております。笠野区としましては現県道を笠野区の公会堂までかさ上げしていただき、町道4184号線4号高瀬笠野線を整備してJR常磐線への接続を希望するものであります。一刻も早く区民が安定し安心して生活ができますよう宮城県に対しまして強く働きかけをお願いいたしますとともに、認めていただきたく署名簿を添えて地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成25年8月28日

提出者 笠野区自治会会長 齋藤忠男

山元町議会議長 阿部 均殿

県道相馬互理線の移設に関する請願書

紹介議員 岩佐 豊

渡邊 計

以上です。よろしくお願いを申し上げます。

議長（阿部 均君）これから紹介議員に対する質疑を行います。――質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

お諮りします。本請願については山元町議会会議規則第91条第1項の規定により産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、請願第3号については、産建教育常任委員会に付託し、会期中の審査に付することに決定しました。

議長（阿部 均君）以上で本日の議事日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

次の会議は9月5日午前10時会議であります。

大変ご苦労さまでございました。

午後 0時01分 散 会
